

第1回 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会

令和4年2月4日 午前10時45分～午前11時30分

本庁舎6階 601会議室

- 議題
- 1 正副会長の選出について
 - 2 議席の順位の決定について
 - 3 議事録署名者の選任について
 - 4 審議会の役割について
 - 5 その他

出席委員 (株)美鈴工業 永井幸男 牧野裕人 永井勝美
園田條元 松浦克朗 松浦正敏 松浦勝
松浦節雄 松浦勘三

欠席委員 0人

傍聴者 0人

事務局 鵜飼部長 笹尾次長 長谷川課長 泉主幹 杉山庶務係長
鈴木事業係長 山本換地係長 中村補償係長 吉永主事

【泉主幹】

本日は、ご多忙のところ、尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会委員当選証書及び選任証書付与式に引き続き、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、はじめにお手元に配布した資料の確認をお願いします。最初に、表題部に「第1回尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会日程」と書かれたものが1枚、次に表題部に「土地区画整理審議会の役割」と書かれたものが1枚、左止めで3枚あります「小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱」が1部、表題部に「令和3年度職員配置名簿」と書かれたものが1枚、最後に「区画整理課職員配置表」と書かれたものが1枚となります。お手元の資料に足りないもの等ないでしょうか。

(資料の不備等なし)

本日が第1回目の審議会でありますので、審議会の進め方などについてご説明させていただきます。

土地区画整理審議会では、会長及び副会長を選出し、会長が議事運営する事となっており、会長が出席できない場合は、副会長が会長に代わって議事運営することとなっております。審議会では、意見等のご発言をする場合は、挙手をしていただき、会長から指名を受けた後に、ご発言していただくようお願い申し上げます。

次に、土地区画整理審議会は、原則公開することとなっております。従いまして、一般の方が傍聴する場合がありますのでご注意ください。但し個人情報等を含む事項を審議する場合は、非公開となり、傍聴人がお見えになる場合は、退出していただきます。また、委員の皆様は、私たち公務員と同様に個人情報等について、守秘義務がありますので、ご承知おきください。

また、審議会の内容は、議事録の作成のために録音させていただきます、先ほど申し上げた個人情報等を含む議事を除き、市のホームページにて公開させていただきます。

以上簡単ではありますが、審議会の進め方などについてご説明させていただきました。

尚、詳細につきましては、お配りした小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱に記載させていただいておりますので、お帰りになった際に、ご一読していただくようお願い申し上げます。

それでは、第1回尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会を開催いたします。

始めに、鵜飼都市政策部長からあいさつ申し上げます。

【鵜飼部長】

都市政策部長の鵜飼でございます。本日は、先ほどの付与式に続きまして、第1回目となります小牧本庄土地区画整理審議会に、ご出席を賜りま

してまことにありがとうございます。

本事業につきましては、委員の皆様をはじめとする地元関係者のご協力によりまして、いよいよ本格的に動き出すこととなります。事務局といたしましては、担当職員一同、事業進捗に向けて精一杯努力してまいりますので、委員の皆様方にもご理解とご協力をお願いし申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【泉主幹】

続きまして、笹尾都市政策部次長からあいさつ申し上げます。

【笹尾次長】

都市政策部次長の笹尾でございます。本審議会も含め、今後の審議会につきましても委員の皆様方にはご意見やご同意いただきながら、本庄地区区画整理事業を進めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【泉主幹】

続きまして、長谷川区画整理課長より職員を紹介させていただきます。

【長谷川課長】

区画整理課長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず区画整理課職員の状況につきまして、ご説明させていただきます。お手元に配布させていただいております「令和3年度職員配置名簿」をご覧ください。現在の区画整理課職員数は、正規職員22名、会計年度任用職員いわゆる臨時職員であります。3名の合計25名であります。この25名で本庄、文津、岩崎山前、小牧南の4地区を担当させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日出席の事務局職員について紹介させていただきます。

まず、本日の進行を務めさせていただいております、主幹の泉でございます。

【泉主幹】

泉です。よろしくお願い致します。

【長谷川課長】

次に、庶務係長の杉山です。

【杉山係長】

杉山です。よろしくお願い致します。

【長谷川課長】

事業係長の鈴木です。

【鈴木係長】

鈴木です。よろしくお願ひします。

【長谷川課長】

換地係長の山本です。

【山本係長】

山本です。よろしくお願ひします。

【長谷川課長】

補償係長の中村です。

【中村係長】

中村です。よろしくお願ひします。

【長谷川課長】

換地係の吉永です。

【吉永主事】

吉永です。よろしくお願ひします。

【長谷川課長】

以上でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【泉主幹】

本日の審議会で、初めて顔を合わす委員の方もお見えになりますので、委員の皆様にもお一人ずつ簡単に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。それでは、始めに、松浦勘三様からお願ひします。

【松浦勘三委員】

松浦勘三です。よろしくお願ひいたします。

【牧野裕人委員】

牧野です。よろしくお願ひいたします。

【園田條元委員】

園田です。市役所のOBとして、学識経験者枠で選任いただきました。よろしくお願ひいたします。

【永井勝美委員】

永井勝美です。よろしく願いいたします。

【永井幸男委員】

永井幸男です。よろしく願いいたします。

【松浦克朗委員】

松浦克朗です。よろしく願いいたします。

【松浦節雄委員】

松浦節雄です。よろしく願いいたします。

【松浦正敏委員】

松浦正敏です。よろしく願いいたします。

【松浦勝委員】

松浦勝です。よろしく願いいたします。

【株美鈴工業委員】

法人として、出席させていただいております。株式会社美鈴工業代表取締役の鈴木です。よろしく願いいたします。

【泉主幹】

ありがとうございました。本日の議事日程については、別紙でお手元に配布しましたとおりであります。

土地区画整理法で、審議会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととなっておりますが、本日の出席委員は、10名でありますので、本審議会は成立いたしました。

それでは、日程第1「正副会長の選出について」を議題とさせていただきます。

先ほどご説明させていただいたとおり、議事運営は会長が行うこととなっておりますが、現在は正副会長が不在であります。会長を選出するまでの議事については、事務局である長谷川区画整理課長を仮議長とし、進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

ありがとうございます。それでは、長谷川区画整理課長を仮議長として進めさせていただきます。

【長谷川課長】

仮議長を務めさせていただきます。皆さま、ご協力をよろしく願い

たします。

日程第1「正副会長の選出について」を議題とします。審議会の会長については、土地区画整理法第61条第2項により、委員のうちから互選することになっております。

まず、立候補をお聞きした後に、ご推薦があればお聞きをいたします。どなたか会長に立候補はございませんでしょうか。

(立候補なし)

立候補はないようですので、ご推薦はございませんでしょうか。

【松浦節雄委員】

松浦勘三委員を会長に推薦いたします。

【長谷川課長】

ただいま、松浦節雄委員より松浦勘三委員をとご推薦がありましたが、その他の推薦はございませんか。

(特になし)

無いようですので、当審議会の会長に、松浦勘三委員を選出することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

ありがとうございます。ご異議なしということですので、当審議会の会長は、松浦勘三委員に決定いたしました。会長が決まりましたので、仮議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【泉主幹】

それでは、松浦会長からごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】

本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。現在、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しております。本庄土地区画整理事業のため、感染拡大に注意を払い、本審議会の設営等していただいた事務局の皆様のご配慮に感謝申し上げます。ただいま、会長という大役にご推薦いただきました。不慣れではありますが、誠心誠意努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。皆様におかれましても、今後の事業へのご支援をお願い申し上げます。

【泉主幹】

ありがとうございます。今後の議事運営は会長が行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】

続きまして、副会長の選出を議題といたします。事務局に選出方法について説明を求めます。

【山本係長】

副会長の選出について、ご説明させていただきます。副会長につきましては、土地区画整理法第61条第5項の規定において、会長に事故がある場合にその職務を代理する者として、委員のうちからあらかじめ互選しておくものでございます。

【松浦会長】

ただいま、事務局から説明がありました副会長の選出を行いたいと思います。立候補はございませんでしょうか。

(立候補なし)

【松浦会長】

立候補はないようですので、私から松浦節雄委員を副会長に推薦したいと思います。その他にご推薦はございませんでしょうか。

(その他の推薦なし)

無いようですので、松浦節雄委員を副会長に選出することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、当審議会の副会長は、松浦節雄委員に決定しました。

それでは、松浦副会長からごあいさつをいただきますのでよろしくお願いいたします。

【松浦副会長】

副会長に選出いただきました松浦節雄です。準備委員会でも2年以上副会長を務めておりました。今後とも、本事業が早く進むように努力していきますので、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】

続きまして、日程第2「議席の順位の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

【山本係長】

議席順位の決定方法について、ご説明させていただきます。

委員の席順は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱の第2条においてあらかじめ会長が定めることとされています。

ただいま、会長及び副会長が決定されました。まず、会長の議席番号は最後の10番とさせていただきます、副会長の議席番号を9番とさせていただきます。

次に、その他の委員の皆様の議席の決定方法についてですが、抽せんで決めさせていただきます。事務局が抽せんの番号札をお持ちしますので、1番から8番までの番号を引いていただき、議席番号を決めさせていただきます。

尚、引く順番につきましては、牧野委員からご着席いただいております順にてお願いいたします。

それでは、抽せんを始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(抽せん)

抽せんの結果をご報告いたします。

1番 株式会社 美鈴工業 委員

2番 永井 幸男 委員

3番 牧野 裕人 委員

4番 永井 勝美 委員

5番 園田 條元 委員

6番 松浦 克朗 委員

7番 松浦 正敏 委員

8番 松浦 勝 委員

となりました。議席順位の抽選結果の報告は以上です。

【松浦会長】

事務局より議席の順位につきまして報告がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議席の順位につきましては、報告のとおり決しました。次回の審議会からは議席の順番でご着席くださいますようお願いいたします。

続きまして、日程第3「議事録署名者の選任について」を議題といたします。お諮りいたします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認めます。会長において指名することに決しました。

議事録署名者に

1 番 株式会社 美鈴工業 委員

2 番 永井 幸男 委員

を指名します。

日程第4「審議会の役割について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

【山本係長】

土地区画整理審議会の役割につきまして、説明させていただきます。

「土地区画整理審議会」についてですが、土地区画整理審議会とは、市が土地区画整理事業を施行する場合におきまして土地区画整理法に基づき設置されるものであり、委員は施行地区内の地権者を代表し、施行者である市が仮換地指定など権利者に対し、重大な利害関係がある処分を行う場合におきまして、意見を事業に反映させることなどが、主な役割となっております。

次に「土地区画整理審議会の権限」についてですが、土地区画整理法第56条第3項に「審議会は、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、区画整理法に定める権限を行う」と、規定されております。

具体的には、大別いたしまして、「審議会の意見を聴かなければならな

い事項」と「審議会の同意を得なければならない事項」とがあり、資料には小牧本庄地区における審議内容の主なものを記載させていただいております。

審議会の意見を聴かなければならない事項でございますが、①から③につきましては、換地計画に関する事項になりまして、縦覧に供すべき換地計画の作成や変更、また、縦覧に供した換地計画について、権利者から提出された意見書の審査にあたり、ご審議をいただくものであります。

④につきましては、仮換地の指定や変更を行うにあたり、ご審議をいただくものであります。

⑤につきましては、保留地予定地を公開抽せんによらず随意契約で処分する場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、審議会の同意を得なければならない事項でございますが、①につきましては、評価員として、土地又は建築物の評価について経験の有する者5名を選任するにあたりまして、ご審議をいただくものであります。評価員は、土地等の評価を適正、妥当なものとするための諮問機関であります。

②につきましては、土地区画整理法に定められる公益性の高い土地につきまして、その位置や地積等に特別な考慮を払い、換地を定める場合などにおきまして、ご審議をいただくものであります。

③につきましては、保留地予定地を定めようとする場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、「その他」といたしまして、会の冒頭でふれさせていただきました小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱に基づき、議事を運営させていただくこととなります。

以上、簡単ではございますが、土地区画整理審議会の役割についての説明とさせていただきます。

【松浦会長】

審議会の役割について説明が終わりました。質問はございませんか。

(質疑等無し)

発言がないようですので、質疑を終了します。

日程第5「その他」に入ります。その他何かありますか。

【山本係長】

今後の審議会の予定についてご報告させていただきます。次回の審議会につきましては、本年5月頃の開催を予定しております。時期が近づきましたら、日時、場所、内容等の詳細を文書でご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

【松浦会長】

その他にはよろしいでしょうか。

【永井幸男委員】

先ほど聞くべきだったのですが、審議会の役割について質問です。説明の中で「意見を聴かなくてはならない事項」と「同意を得なければならない事項」とありましたが、審議会としてどれくらい決定に携われるものでしょうか。審議会が認めなければ、事務局案が認められないといったものであるか教えていただきたい。

【山本係長】

いただいたご質問に回答させていただきます。「意見を聴かなくてはならない事項」については、選挙で地権者の代表として選ばれた皆様の意見を伺い、意見を反映して事務を進めていくことが区画整理事業の基本的な進め方ですが、法律上は、必ずしも意見のとおりに事業を進めなければならないものではありません。しかしながら、皆様の意見に基づき、事業を進めることが順調な事業進捗につながるものと考えています。一方で「同意を得なければならない事項」については、土地区画整理法第62条の規定により、出席委員の過半数の同意で議決し、可否同数の場合は会長の決するところとなっております。同意を要する案件におきましては、審議会として同意いただけない場合につきましては、その事務局案は実施できないこととなります。

【松浦会長】

その他には何かありませんか。

(その他の質疑等無し)

ご発言もないようですので、本日の審議会は終了いたします。